

令和8年度 京都市立西賀茂中学校 「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

(2) 基本理念

2 いじめ対策委員会（構成、役割、開催時期、児童生徒・保護者への周知方法等）

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

- ・ 学習環境の整備
- ・ 授業改善（「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）
- ・ 道徳教育、人権教育の充実
- ・ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実
（児童会・生徒会活動や、PTA、地域と連携した体験活動 等）
- ・ 児童生徒同士の絆づくり（学級活動、縦割り活動、部活動 等）

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ・ 日常の児童生徒に関する情報共有
- ・ 児童生徒に対する定期的な調査
（いじめに対するアンケート、クラスマネジメントシート、教育相談 等）
- ・ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

- ・ 基本的な考え方
- ・ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応
- ・ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応
- ・ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・ 内容（いじめ事案対処に関する校内研修 等）
- ・ 実施時期（年間を通じて複数回）

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・ 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

5 重大事態への対処

- ・ 基本的な考え方
- ・ 重大事態が発生したときの対応

6 年間計画

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめ認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

この度、平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定された。本校においても、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条」と「京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）」の内容を踏まえ、①「学校いじめの防止等基本方針」に基づく取組の充実・徹底、②組織的な対応と適切な初期対応の徹底、③いじめの解消の定義と明確化、の3つを重点的に、取組の一層の充実を目指し、本方針を策定する。

(2) 基本理念

- ① 全ての生徒が「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切に作る心」等に加え社会の一員として確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことがないように対処すること。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

(3) いじめの定義 *京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

(4) いじめの解消の定義 *京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうか判断するものとする。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が

相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

2 いじめ対策委員会（構成、役割、開催時期、生徒・保護者への周知方法等）

〔構成〕

学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、補導主任、教育相談主任、養護教諭、学年教育相談係、スクールカウンセラー、総合育成支援係チーフ

〔役割〕

- ① いじめの未然防止、②いじめの早期発見、事案対処、③学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の検証・見直し、④いじめ対策委員会の生徒や保護者、地域等への周知

〔開催時期〕

5月、6月、7月、10月、11月、12月、1月、2月に1回ずつ
（ただし、緊急に対応を要する場合は、この限りではない）

〔周知方法等〕

学校HPや学校だよりへの掲載、入学式、新入生歓迎会で学校長より保護者や全校生徒に発表し、周知を徹底する

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

・学習環境の整備

一人ひとりが学習に集中できるように、教室の環境整備を重視する。机・椅子の整列、ロッカーの整頓、掲示物の工夫を行い、学習に向き合う環境をつくる。また、定時に授業が始められるように、授業開始のチャイムの1分前に音楽を流し、授業の開始をスムーズにできるようにする。

・授業改善（「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、それを基に、生徒がわかる授業を実践する。特に「言語活動の充実」、「コミュニケーション能力の育成」を重点的に生徒同士で学びを深めていける学習内容や学習形態を取り入れていく。

・生徒指導の実践上の4つの視点（自己存在感の感受・共感的な人間関係の育成・自己決定の場の提供・安全安心な風土の醸成）を常に念頭に置きながら授業づくりに務める。具体的には、生徒の独自性や個別性、そして主体性を大切に、人間的な触れ合いを大事に指導にあたる。

・道徳教育、人権教育の充実

道徳教育については、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、道徳のカリキュラムを大切にしながらも、生徒が「考え、議論する道徳」を基盤としたいじめ防止対策の基礎となる資質を培うための道徳教育を行う。

人権教育については、さまざまな人権問題を3年計画で取り扱い、生徒の発達段階に応じて、

の体制を検討し、管理職のリーダーシップの下、対応方針を決定し、いじめ解消まで継続的な支援・指導を実施する。その際、いじめを受けた生徒とその保護者の支援といじめを行った生徒とその保護者の指導を丁寧に行うことはもちろんであるが、周囲の生徒への指導も行うことと、教育委員会への報告と警察との連携も押さえておくこと。

・いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

『いじめ対策委員会』

□学校いじめ防止プログラムの策定

□担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知

□教職員、児童生徒、保護者、地域への周知

□臨時の委員会開催時の手順確認・周知

□取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を

□児童生徒、保護者、地域への周知

行い、必要に応じて改善

□いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

予防

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育
- ・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対応。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

インターネット等によるいじめの通報、相談があった場合、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質や画像などの拡散などの可能性を考え、いじめ対策委員会で情報を共有し、迅速かつ的確に対処する。特に被害者の人権を侵害するもので、深刻な傷を負いかねないことに留意し、対応にあたる。

生徒には、日常から情報モラルを身につけさせる指導や生徒のソーシャルスキルの向上に努める。そのため、教育委員会、京都府警察本部と連携し、「非行防止教室」を、携帯電話事業者と連携し、「ケータイ教室」を実施し、教科指導の中で情報リテラシーを涵養する。また、PTA活動や地域生徒指導連絡協議会の活動を通じて、地域や保護者への啓発を行う。

・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

安易に解消したと判断せずに、全教職員は、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。また、その度に状況把握した結果をいじめ対策委員会で共有するとともに記録しておく。さらに、各生徒自身にいじめの防止等の取組の当事者であることを自覚させ、いじめを受けたときはもとより、いじめが行われていることを知ったときや他者からいじめの相談を受けたときに、家族や教職員、知人や友人、または関係機関等に相談できるよう環境を整備し、さまざまな相談できるツールを周知する。

（４） 教職員の資質能力向上の取組

・ 内容

校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。

具体的には、生徒指導部長、スクールカウンセラーによる未然防止の取組やアンケート結果の分析を行う。

・ 実施時期

4～6月と3月に行う職員会議の中で、研修等を行う。

4 保護者・地域、関係機関との連携

・ 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

家庭訪問や三者懇談等の場を活用し、保護者から家庭での生徒の様子を聞き取るとともに、学校の様子を伝え、情報共有を密にとる。その中で、「子どもを共に育む京都市民憲章」を周知し、協同して生徒の育成を進めていく。さらに、地域生徒指導連絡協議会の場を活用し、地域の各団体に生徒の様子を知っていただき、学校と地域が連携をとって生徒の育成を進めていく基盤をつくる。また、いじめの状況について教育委員会に定期的な報告を行うとともに、警察や児童相談所等の関係機関とも連携を取りながら、いじめにつながる問題行動の対応やいじめが起きたときの速やかな対応に備えられる環境を整備しておく。

5 重大事態への対処

・基本的な考え方

いじめの未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応を行い、重大事態に至ることのないように全力を尽くすことが重要であるが、万一、重大事態が発生した場合は、以下に述べる対処を行い、その再発の防止のための措置に全力で取り組むこととする。

また、重大事態については、「いじめ防止対策推進法第 28 条」において、次のとおり定義されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

・重大事態が発生した時の対応

学校は、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、教育委員会と十分に連携を図り、対処方針を共有して迅速に対処する。また、調査に当たっては、いじめを受けた生徒や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として、生徒への聴き取りや質問紙、その他の適切な方法により、当該事態に係る事実関係を明確にする。また、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。さらに、いじめを行った生徒及び保護者に対しても、事実関係について説明をし、いじめの非に気づかせ、再発防止に向けた指導を行う。

(個人情報の取扱い) *京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ◆生徒指導委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・新入生を迎える会 ・生徒会目安 BOX 設置 ・学級目標決め ・道徳開き 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートや教育相談で取り上げられた生徒の確認と周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式、入学式の中で生徒、保護者へ周知 ・学校説明会で保護者啓発 ・二者懇談
5	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめ対策委員会① 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講話 ・人権標語の作成と発表 ・小中連絡会(1年) ・修学旅行(3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 ① 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 DAY ・部活動保護者会 ・PTA 総会

	<p>◇臨時いじめ対策委員会 ←</p> <p>「情報の共有と組織的対応」</p> <p>◆職員会議、校内研修会②</p> <p>「生徒理解（いじめ等に関して、気になる生徒の共有）」</p>	<p>・非行防止教室（1・2年）</p>	<p>・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①</p> <p>・教育相談アンケート</p>	
6	<p>◇いじめ対策委員会②</p> <p>「記名式アンケート・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」</p> <p>◆職員会議</p> <p>「クラスマネジメントシートの分析について」</p>	<p>・生徒総会</p>	<p>・教育相談の実施①</p>	<p>・学校運営協議会①</p> <p>・進路保護者説明会①</p>
7	<p>◇いじめ対策委員会③</p> <p>◆生徒指導委員会</p> <p>「夏季休業中の生活について」</p>	<p>・前期人権学習</p> <p>・夏季休業を迎えるにあたっての心構え</p> <p>・学年集会</p> <p>・補充教室</p>		<p>・学校評価の実施</p> <p>・三者懇談会</p>
8	<p>◆職員会議</p> <p>「夏休み明けの生徒の様子について」</p> <p>「不登校生徒への関わりについて」</p> <p>「自殺予防について」</p>	<p>・生徒会リーダー研修会</p> <p>・北上支部生徒会サンコン</p> <p>・補充教室</p>	<p>・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討</p>	
9	<p>◇臨時いじめ対策委員会</p> <p>「合唱コンクール、体育大会に向けて、気になる生徒の情報共有」</p>	<p>・合唱コンクールに向けての取組</p>		
10	<p>◇いじめ対策委員会④</p> <p>「学校評価の結果について① PDCA サイクル」</p> <p>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 ←</p> <p>「情報の共有と組織的対応」</p>	<p>・体育大会に向けての取組</p> <p>・体育大会</p> <p>・合唱コンクール</p> <p>・生徒会役員選挙</p> <p>【1年】ケータイ教室</p>	<p>・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有②</p> <p>・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②</p> <p>・教育相談アンケート</p>	<p>・学校運営協議会②</p> <p>・進路保護者説明会②</p>
11	<p>◇いじめ対策委員会⑤</p> <p>「学校評価を受けて改善策を考える」</p> <p>「年間の取組の見直し①」</p>	<p>・後期人権学習</p>	<p>・教育相談の実施②（3年進路相談）</p>	<p>・入学説明会</p>
12	<p>◇いじめ対策委員会⑥ ◆生徒指導委員会</p> <p>「記名式アンケート・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」</p> <p>◆職員会議・研修会</p> <p>「学校評価に基づく改善策について」</p>	<p>・小学校授業体験</p> <p>・人権標語の作成と発表</p> <p>・冬季休業を迎えるにあたっての心構え</p> <p>・学年集会</p> <p>【1年】 防煙教室</p> <p>【1年】 非行防止教室</p> <p>【2年】 アルコール防止教室</p>		<p>・学校評価の実施</p> <p>・三者懇談会</p>

1	◇いじめ対策委員会⑦ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」			
2	◇いじめ対策委員会⑧ ◆生徒指導委員会 「年間を通じてのいじめ事案の経過の共有」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	【3年】薬物乱用防止教室		・学校運営協議会③ ・PTA 総会
3	◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「次年度のいじめ防止基本方針について」	・小中連絡会 ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	
<p>※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月） ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」 ・ 「校内生徒指導研修」 ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」 <p>※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。</p> <p>※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。</p> <p>※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、生徒指導部長を中心に臨時で速やかに開催する。事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。</p>				